

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について (通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション)

この要件は令和6年4月現在のもので、今後、厚生労働省からの通知等があった場合は、要件の内容について見直す場合がありますので、予めご了承ください。

- ※1 届出が毎月15日以前になされた場合は翌月から算定が可能です。(消印有効)
16日以降になされた場合は翌々月からの算定になります。
- ※2 加算を取り下げる場合は速やかに広域福祉課に届け出てください。

1施設等区分(通所リハビリテーション)

区 分	基 準
通常規模型	※別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は以下のとおり。 イ 通常規模型通所リハビリテーション費の施設基準 I (1) 前年度の1月当たりの平均利用延人員数、一体的に事業を実施している指定介護予防通所リハビリテーション事業所における前年度の1月当たりの平均利用延人員数を含む。以下同じ。)が750人以内の指定通所リハビリテーション事業所であること。 (2) 指定居宅サービス等基準112 条に定める設備の基準に適合していること。 II 次に掲げる基準のいずれにも適合していること。 (1) I (1)に該当しない事業所であること。 (2) I (2)に該当する事業所であること。 (3) 指定通所リハビリテーション事業所における利用者の総数のうち、リハビリテーションマネジメント加算を算定した利用者の占める割合が100分の80以上であること。 (4) 当該指定通所リハビリテーション事業所の利用者の数が10人以下の場合は、専ら当該指定リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が1以上確保されていること、又は、利用者の数が10人を超える場合は、専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。
大規模型 (I)	ロ 大規模型通所リハビリテーション費を算定すべき指定通所リハビリテーションの施設基準 (1) イ I (1)に該当しない事業所であること。 (2) イ I (2) に該当する事業所であること。 (2) イ II (3) 及び (4)に該当しない事業所であること。

解釈通知

(6) 平均利用延人員数の取扱い

- ① 事業所規模による区分については、施設基準第六号イ(1)に基づき、前年度の1月当たりの平均利用延人員数により算定すべき通所リハビリテーション費を区分しているところであるが、当該平均利用延人員数の計算に当たっては、同号の規定により、当該指定通所リハビリテーション事業所に係る指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における前年度の1月当たりの平均利用延人員数を含むこととされているところである。したがって、仮に指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受けている場合であっても、事業が一体的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されている場合には、当該平均利用延人員数には当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の平均利用延人員数は含めない取扱いとする。
- ② 平均利用延人員数の計算に当たっては、1時間以上2時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に4分の1を乗じて得た数とし、2時間以上3時間未満の報酬を算定している利用者及び3時間以上4時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、4時間以上5時間未満の報酬を算定している利用者及び5時間以上6時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。また、平均利用延人員数に含むこととされた指定介護予防通所リハビリテーション事業所の利用者の計算に当たっては、指定介護予防通所リハビリテーションの利用時間が2時間未満の利用者については、利用者数に4分の1を乗じて得た数とし、2時間以上4時間未満の利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、利用時間が4時間以上6時間未満の利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。ただし、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の利用者については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えない。

また、1月間（暦月）、正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施した月における平均利用延人数に7分の6を乗じた数によるものとする。

③ 前年度の実績が6月に満たない事業者（新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む）又は前年度から定員をおおむね25%以上変更して事業を実施しようとする事業者においては、当該年度に係る平均利用延人員数については、便宜上、市町村長に届け出た当該事業所の利用定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数とする。

④ 毎年度3月31日時点において、事業を実施している事業者であって、4月以降も引き続き事業を実施するものの当該年度の通所リハビリテーション費の算定に当たっては、前年度の平均利用延人員数は、前年度において通所リハビリテーション費を算定している月（3月を除く。）の1月当たりの平均利用延人員数とする。

※定員を概ね25%以上変更する場合は、定員変更の届出の他に規模の変更の届出が必要となる場合がありますので注意してください。規模の変更が必要かどうかは「通所介護の算定区分確認表」で確認してください。

2 加 算 ・ 減 算

項 目	必 要 書 類
職員の欠員による減算の状況 ① 医師・②看護職員・ ③介護職員・④理学療法士 ⑤作業療法士⑥言語聴覚士	☆減算の要件を満たす場合は届出が必要です。欠員が解消となった場合も届出が必要です。 ①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 【欠員が解消した場合は下記も必要】 ④勤務体制・勤務形態一覧表（単位ごとに欠員が解消した月の実績・従業者全員分で作成） ⑤資格者証の写し（未提出分・介護職員を除く）
高齢者虐待防止措置実施の有無	☆減算型の場合は届出が必要です。減算型から基準型になった場合も届出が必要です。 ①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
業務継続計画策定の有無	☆減算型の場合は届出が必要です。減算型から基準型になった場合も届出が必要です。 ①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応 ① 3%加算 ② 規模区分の特例	☆厚生労働省が事務連絡で示した感染症又は災害の発生に限ります。 ①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ③ 感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価届出様式 ⑤通所リハビリテーション算定区分確認表（3%加算の場合のみ提出）
リハビリテーション提供体制加算（通所リハビリテーション）	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
時間延長サービス体制（通所リハビリテーション）	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④ 運営規程
リハビリテーションマネジメント加算（通所リハビリテーション）	☆加算（口）を算定する場合は、「LIFE への登録」を「あり」にしてください。 ①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
リハビリテーションマネジメント加算に係る医師による説	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

明（通所リハビリテーション）	③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
入浴介助体制 （通所リハビリテーション）	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④浴室部分の状況がわかる平面図及び写真（加算Ⅰ→Ⅱ又はⅡ→Ⅰに変更する場合は不要）
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（通所リハビリテーション）	☆「加算Ⅰ」「加算Ⅱ」を限定しない場合は、両方にチェックしてください。 ①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④資格者証(写)（未提出分） ⑤勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・従業者全員分で作成)
生活行為向上リハビリテーション実施加算 （通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション）	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
若年性認知症利用者受入加算 （通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション）	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
栄養アセスメント 栄養改善加算 （通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション）	☆栄養アセスメント加算を算定する場合は、「LIFE への登録」を「あり」にしてください ①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④資格者証(写)（未提出分） ⑤勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・従業者全員分で作成) ⑥外部との連携による場合は、関係が分かる書類の（契約等）写し
口腔機能向上加算 （通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション）	☆加算Ⅱを算定する場合は、「LIFE への登録」を「あり」として届出してください。 ①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(通所リハビリテーション) ④介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(介護予防通所リハビリテーション) ⑤資格者証(写)（未提出分） ⑤ 勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・従業者全員分で作成)
一体的サービス提供加算 （介護予防通所リハビリテーション）	☆栄養改善体制、口腔機能向上加算をいずれも実施した場合に算定可能です。 ①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧
中重度者ケア体制加算 （通所リハビリテーション）	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(通所リハビリテーション) ④資格者証(写)(未提出分) ⑤勤務体制・勤務形態一覧表(単位ごとに算定日から4週間分・従業者全員分で作成) ⑥中重度ケア体制加算に係る届出書(別紙22) ⑦利用者の割合に関する計算書(中重度ケア体制加算)(別紙22-2)
科学的介護推進体制加算 （通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション）	☆「LIFE への登録」を「あり」として届出してください。 ①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

移行支援加算 (通所リハビリテーション)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④通所リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出(別紙24)
サービス提供体制強化加算 (通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙14-3) ⑤職員の割合の算出根拠がわかる書類(任意様式) ⑥勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・従業者全員分で作成)
介護職員等処遇改善加算 (通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④処遇改善計画書又は計画書変更に係る届出書の一式

※サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の要件を満たさなくなったその月から、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）は算定できなくなるため、介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）への変更に係る届出が必要です。

3. 算定要件

基準	解釈通知
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号） 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号） 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発0317001 老振発0317001 老老発0317001）